### 1枚目(徴収方法、金額、納期限等) 森林環境税 税額決定・納税通知書 税額の変更事由は、3枚目左下の (ただし、 年度分) 余白部分をご確認ください。 通知書番号 給与特別徵収義務者指定番号·個人番号 この通知書は、市県民税・森林環境税にお いて、過去に遡って普通徴収(納付書)で 納めていただく税額が生じた場合にお送り しています。 右記の納期限までに、納付書記載の金額を 給与特別徴収税額 納付税額 納付してください。 年金特別徴収税額 普通徴収税額 延滞金 普通徴収既課税額 なお、どの年度で税額が生じたのかは、1 充当額又は委託納付額 枚目右上に記載されています。

兵 庫 県 赤 穂 市

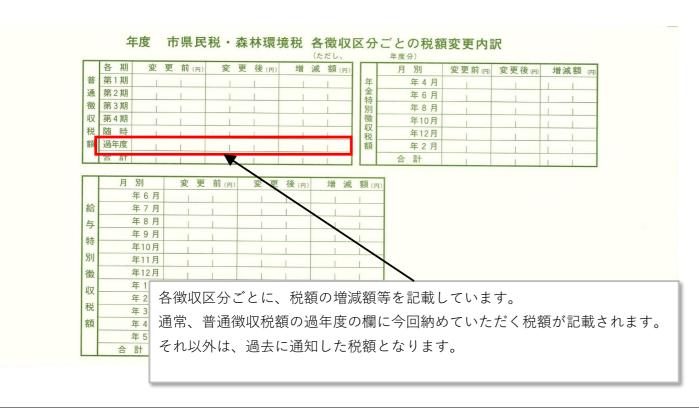
### 3枚目(所得金額等の変更内訳、変更事由)



#### 【税額・徴収方法の主な変更事由】

- ・会社を退職(休職)された場合
- ⇒退職(休職)により普通徴収
- ・年金特徴納税義務者が死亡された場合
- ⇒死亡により年金特徴を停止
- ・確定申告をされた場合
- ⇒所得税の確定申告により変更
- 住民税申告をされた場合
- ⇒住民税の申告により変更
- 会社等から給与支払報告書が提出された場合
- ⇒給与支払報告書により変更
- ・**年金機構等から年金支払報告書が提出された場合** ⇒年金支払報告書により変更
- ・市役所で扶養や寡婦等に関する調査を行った場合 ⇒調査により変更
- ※変更事由によっては、個別に説明文書を同封している場合がありますので、ご確認ください。

# 2枚目(各徴収区分ごとの税額の変更内訳)



2

# 4枚目(税額の変更内訳)

